

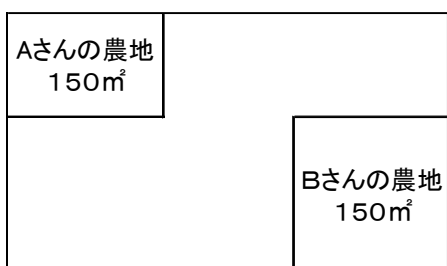
## 一団の農地の基準

下記の①～③すべての基準を満たすものを一団の農地とする。

- ①それぞれの農地が100㎡以上であること。
  - ②それぞれの農地が、同一または隣接する街区に位置していること。また、街区とは、幅員4m以上の道・水路、鉄道、河川で囲まれる最小の区画とする。
  - ③介在する道路、水路等がある場合、幅員が6m未満であること。
- ※それぞれの農地の所有者が異なっても一団の農地とみなします。

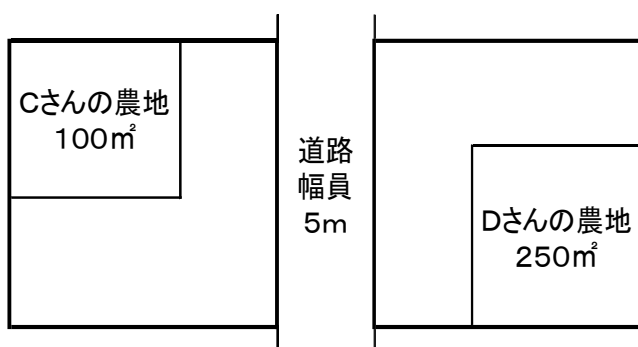
## 一団の農地の捉え方のイメージ

(1)同一街区に農地が存在する場合



- ①それぞれの農地が100㎡以上（150㎡）
  - ②同一の街区に位置している
  - ③同一街区に位置しており、介在する道路、水路がない
- 条件すべて満たしており、一団の農地と判断できる。

(2)隣接する街区に農地が存在する場合



- ①それぞれの農地が100㎡以上（100㎡と250㎡）
  - ②隣接する街区に位置している
  - ③介在する道路が6m未満（5m）
- 条件をすべて満たしているため、一団の農地と判断できる。